

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、年金の裁定請求の頃、農協の年金相談会で社会保険労務士に相談したところ、国民年金保険料の未納期間があることを知った。私の母が国民年金の加入手続をし、妹と一緒に保険料を納付してくれたと思うが、私も昭和49年4月に結婚した後にA市で夫婦二人の加入手続をした時に保険料をまとめて納付した記憶がある。妹の保険料が納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和48年7月から50年3月までについて、申立人は、国民年金の加入手続について、その母が加入手続をしてくれたと思うが、自らもA市役所で加入手続をした記憶があり、その時に時効になるまでの期間の夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和50年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち昭和48年7月から50年3月までは、過年度納付により保険料を納付することができる期間である。

また、申立人の国民年金の加入期間約37年間のうち、申立期間3年間を除き国民年金保険料は納付済みであり、前納期間もあるなど保険料の納付意識は高かったものと認められる上、21か月と比較的短期間である当該期間の保険料を過年度納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、国民年金の加入を勧めた申立人の両親の国民年金保険料は納付済みであり、両親から加入を勧められた申立人の姉弟は 20 歳から保険料を全て納付済みであり、申立人家族の国民年金制度と保険料納付についての意識は高かったと考えられる。

2 一方、申立期間のうち昭和 47 年 4 月から 48 年 6 月までの期間については、申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、その母は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、上記のとおり国民年金の加入手続を行った昭和 50 年 8 月頃の時点では時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、特例納付のことは知らなかったとしており、特例納付により国民年金保険料を納付した事情も見当たらない。

加えて、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年5月まで

申立期間について、私は生後1歳半の頃から母方の祖父母の家（A地B郡C村、現在はD町）で育てられ、国民年金制度の開始と共に祖父が国民年金に加入してくれて、保険料も祖父が納付していた。当時加入した国民年金手帳を現在保管している。

申立期間の国民年金が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その祖父が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとしている。これについて、申立人は、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿（旧台帳）に一切記録されていない国民年金手帳（国民年金手帳記号番号*）を所持しており、その国民年金手帳に記載された氏名及び生年月日は申立人のそれと一致し、住所についても申立人が出生し、当時住んでいたとするその祖父母の住所（A地B郡D町E地*）と一致していることから、当該年金手帳は申立人のものであると推認されるところ、当該国民年金手帳記号番号がオンラインに記録が無いことから、行政の記録管理に不備が見られる。

また、上記、国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和36年1月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間の国民年金保険料は納付できる期間である上、当該年金手帳から36年4月から同年7月までの4か月分の国民年金印紙（100円）が貼られD町の検認印を受けていたことも認められる。

さらに、申立人と当時同居していた、その叔母夫婦の国民年金保険料は

納付済みである上、26 か月と比較的短期間である、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準賞与額については、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は20万4,000円、申立期間③は18万4,000円、申立期間④及び⑤は18万9,000円、申立期間⑥及び⑦は18万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年8月25日
④ 平成18年3月14日
⑤ 平成18年8月31日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成19年8月25日

給与支給明細書には、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録には申立期間の賞与の記録が抜けているので、欠落している賞与の記録を標準賞与として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した給与支給明細書により、申立人は、A株式会社から申立期間①に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間①の標準賞与額については、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、年金事務所に対して当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月20日に16年12月10日支払分の賞与と合算して申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 A株式会社の賞与支払届及び元同僚の給与支給明細書から、申立人は、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、元同僚の給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は20万4,000円、17年8月25日は18万4,000円、18年3月14日及び同年8月31日は18万9,000円、同年12月20日及び19年8月25日は18万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、年金事務所に対して政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月20日に当該期間に係る賞与支払届を提出している上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準賞与額については、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を24万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は23万3,000円、申立期間③は21万円、申立期間④及び⑤は24万円、申立期間⑥は23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年8月25日
④ 平成18年3月14日
⑤ 平成18年8月31日
⑥ 平成18年12月20日

給与支給明細書には、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録には申立期間の賞与の記録が抜けているので、欠落している賞与の記録を標準賞与として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A株式会社の賞与支払届及び事業主の供述により、申立人は、申立期間①に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、賞与支払届及び事業主の供述から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、年金事務所に対して当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 4 月 20 日に 16 年 12 月 10 日支払分の賞与と合算して申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 A株式会社の賞与支払届及び元同僚の給与支給明細書から、申立人は、申立期間②、③、④、⑤及び⑥において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、元同僚の給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 10 日は 23 万 3,000 円、17 年 8 月 25 日は 21 万円、18 年 3 月 14 日及び同年 8 月 31 日は 24 万円、同年 12 月 20 日は 23 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、年金事務所に対して政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 4 月 20 日に当該期間に係る賞与支払届を提出している上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準賞与額については、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を55万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は53万6,000円、申立期間③は48万2,000円、申立期間④及び⑤は49万5,000円、申立期間⑥及び⑦は48万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年8月25日
④ 平成18年3月14日
⑤ 平成18年8月31日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成19年8月25日

給与支給明細書には、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録には申立期間の賞与の記録が抜けているので、欠落している賞与の記録を標準賞与として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A株式会社の賞与支払届及び事業主の供述により、申立人は、申立期間①に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、賞与支払届及び事業主の供述から、55万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、年金事務所に対して当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月20日に16年12月10日支払分の賞与と合算して申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 A株式会社の賞与支払届及び元同僚の給与支給明細書から、申立人は、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、元同僚の給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は53万6,000円、17年8月25日は48万2,000円、18年3月14日及び同年8月31日は49万5,000円、同年12月20日及び19年8月25日は48万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、年金事務所に対して政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月20日に当該期間に係る賞与支払届を提出している上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成14年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月31日から同年11月1日まで
平成14年10月31日までA株式会社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された在職証明書、平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び相談役・顧問就任退任記録から判断すると、申立人は申立期間にA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿で確認できる保険料控除額の記録から62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成14年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付され

るべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年8月から15年8月までを26万円、16年4月から同年8月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から16年9月1日まで
有限会社Aに勤務していた期間のうち、給料支払明細書を所持している平成15年4月から16年8月までの全ての期間において、ねんきん定期便で確認した標準報酬月額及び保険料納付額が給料支払明細書の給与の合計額及び保険料控除額と一致していない。給料支払明細書を所持していない14年7月から15年3月までの期間もあわせて、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び事業所から提出された平成14年7月から16年9月までの賃金台帳において確認できる保険料控除額から、14年8月から15年8月までを26万円、16年4月から同年8月までを28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成 14 年 7 月及び 15 年 9 月から 16 年 3 月までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、平成 14 年 8 月から 15 年 8 月までの期間及び 16 年 4 月から同年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務手続に誤りがあったことを認めていることから、事業主は、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、3年12月から4年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月1日までの期間については、申立人は、30万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から7年7月1日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成3年12月から7年6月までの標準報酬月額が11万8,000円とされている。3年10月から4年9月までの給与は28万円、5年10月からの給与は30万円であり、申立期間に給与が下がるようなことは無かった。この期間の標準報酬月額を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から4年9月までの期間については28万円、同年10月から5年2月までの期間については、30万円と記録されていたところ、5年3月29日付けで、4年10月の定時決定を取り消し、3年12月まで遡って11万8,000円に引き下げられていることが確認できるとともに、申立人のほかにも68人の従業員について申立人と同

様に同日付けで標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aの元経理責任者は「当時、社会保険料の滞納が約3,000万円あった。」と述べるとともに、複数の同僚が「当時、経営状態は良くなかった。」と述べていることから、当該事業所では平成5年3月当時、厚生年金保険料等の滞納があったと考えられる。

さらに、申立人について複数の同僚が「ショップの普通の店員であった。」「手当の付かない店長クラスの社員だった。」と述べるとともに、当該事業所の商業登記簿謄本に申立人の氏名は無いことから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について3年12月に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た3年12月から4年9月までの期間については28万円、同年10月から5年9月までの期間については30万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間のうち、平成5年10月から7年6月までの期間については、5年10月及び6年10月の定時決定において、申立人の標準報酬月額は11万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記遡及訂正処理と直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

一方、平成3年10月から7年6月までの期間について、申立人は「当該期間に報酬月額が下がったことは無い。」と供述しているところ、このうち6年1月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する平成7年度住民税・県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）から、30万円であることが推認できる。

また、申立期間のうち、平成5年10月から同年12月までの期間及び7年1月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間が5年10月及び6年10月の定時決定に係る期間を含む6年中の標準報酬月額が上記住民税・県民税特別徴収税額通知書で30万円と推認できる上、申立人と同様に5年3月29日付けで3年12月に遡って標準報酬月額が減額訂正され、5年10月の定時決定以降において、当該減額訂正後の標準報酬月額と同額の標準報酬月額が記録されている複数の従業員から提出された5年10月から7年7月までの給与明細書等によると、報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であり、かつ一定額で推移していたことが確認できること

を踏まえると、当該期間においても、30万円の標準報酬月額であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成5年10月から7年6月までの期間について、平成7年度住民税・県民税特別徴収税額通知書から推認される標準報酬月額である30万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたとするのが相当であり、当該期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成5年10月から7年6月の期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは、既に適用事業所でなくなっている上、事業主は当時の資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上述の住民税・県民税特別徴収税額通知書から推認される保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和26年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月27日から同年9月1日まで

A株式会社(本社)から同社B工場へ転勤しただけなのに、本社での資格喪失日が昭和26年8月27日になっており、同年8月が厚生年金保険の被保険者期間に含まれていない。

申立期間(昭和26年8月)を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚から提出されたC株式会社(昭和39年3月1日にA株式会社から名称変更)における49年11月3日の永年勤続表彰受賞者名簿、複数の同僚証言により、申立人はA株式会社に継続して勤務し(同社本社から同社B工場(オンライン記録ではE株式会社B工場)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA株式会社B工場への異動日については、申立人の妻の証言及びA株式会社における申立人や申立人と同じ職場(経理担当)に勤務していたとしている複数の同僚のオンライン記録に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪が、申立期間以外は全て1日付けとなっていることから、昭和26年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社におけ

る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 26 年 7 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、C 株式会社は、登記によると、平成 17 年 3 月*日株主総会の決議により解散しており、清算人も申立人に係る社会保険関係資料等を保管していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は53万円、申立期間②は55万円、申立期間③は50万円、申立期間④及び⑤は40万円、申立期間⑥、⑦及び⑧は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 7 日
② 平成 15 年 12 月 9 日
③ 平成 16 年 7 月 12 日
④ 平成 16 年 12 月 9 日
⑤ 平成 17 年 7 月 11 日
⑥ 平成 17 年 12 月 12 日
⑦ 平成 19 年 7 月 11 日
⑧ 平成 19 年 12 月 7 日

有限会社Aから支給された平成15年7月から19年12月まで計8回の賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までの標準賞与額については、申立人提出の賞与明細書及び事業主提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、当該期間において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び事

業主提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 53 万円、申立期間②は 55 万円、申立期間③は 50 万円、申立期間④及び⑤は 40 万円、申立期間⑥、⑦及び⑧は 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、事業主は、申立人に係る賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 9 月 30 日まで
A 株式会社 B 部（現在は、C 株式会社 D 所）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 8 万円となっているが、当該期間の給与は約 38 万円で、給与に見合った厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額の記録を 38 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、8 万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A 株式会社 B 部が加入している E 基金の厚生年金基金加入員台帳から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、38 万円となっていることが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時の算定基礎届は 5 枚複写で、1、2 枚目を厚生年金基金、3 枚目を幹事金融機関、4、5 枚目を社会保険事務所に提出していた。」と供述しており、E 基金も、算定基礎届の届出様式について、同様の供述をしていることから、当該基金に提出されたものと同様の算定基礎届を社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（38 万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年2月1日から同年5月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていることが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を同年2月1日、資格喪失日を同年5月21日とし、当該期間に係る標準報酬月額を同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は36万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月1日から同年5月20日まで

申立期間当時に株式会社Aに勤務し厚生年金保険料が控除されていたが記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の株式会社Aに係る給料支払明細書、退職証明書及び未払賃金の立替払に係る確認通知書により、申立人は、平成16年2月1日から同年5月20日までの期間において同社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成16年2月は24万円、同年3月及び同年4月は36万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主に確認するものの、回答は得られなかったが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年2月1日から同年5月20日までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A所（現在は、B所）における資格喪失日に係る記録を昭和63年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月30日から同年10月1日まで
A所から同系列のC所（現在は、D所）に転勤し、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主提出の申立人に係る職員名簿及び申立人提出の職員カード等から判断すると、申立人はE団体の事業所に継続して勤務し（A所からC所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA所の資格喪失日については、申立人の被保険者総合照会において同所の雇用保険の離職日が昭和63年9月30日と記載されていること、及び事業主の供述から同年9月30日まで同所に勤務していたことが確認できることから、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA所における昭和63年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の関係資料が無いため保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和63年10月1日と届

け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、78万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 11 日
② 平成 20 年 7 月 28 日
③ 平成 20 年 12 月 27 日

A株式会社にて平成19年9月から21年2月までB部長として勤務した。この間の19年冬、20年夏及び20年冬の賞与が支給されており、保険料も控除されていたと思う。一部の賞与明細書を所持しているため、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した平成19年12月11日付けの賞与支払明細書から、当該期間において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、78万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する

義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時は会社が倒産するか否かの混乱期であり、当該期間に係る賞与支払届の提出を社会保険担当者が社会保険事務所（当時）に提出し忘れたと思うが関係資料が無く不明。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した平成 20 年 7 月 28 日付けの給与支払明細書の「その他」欄に記載の 40 万円が 20 年夏の賞与であるとしているところ、当該支払明細書の支給額が 65 万 7,200 円、厚生年金保険料控除額が 1 万 7,995 円、当該控除額は 20 年 7 月分の報酬月額 24 万円に対するものであると認められることから、「その他」欄に記載の 40 万円に係る厚生年金保険料は控除されていないと認められる。
- 3 申立期間③について、申立人は平成 20 年冬の賞与は 20 万円ほど支給されたとしているところ、同僚照会で回答があった 6 人のうちの 2 人は、「平成 20 年冬の賞与は金一封であった。賞与支払明細書の発行は無く、20 年 12 月 27 日付け発行のメモ用紙（明細書）に金額を記載したもので、厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

また、同僚が提出した平成 20 年 12 月 26 日付けの給与支払明細書には、月次の給与明細だけが記載されており、「その他」欄に賞与に相当する金額の記載は無く、また、当該賞与に相当する厚生年金保険料の控除も確認できない。
- 4 このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準賞与額について、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
昭和 62 年 11 月頃、私の父が A 町役場にて国民年金の加入手続を行い、保険料の納付については、主に私の母が同役場にて毎月納付していた。それにもかかわらず、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 11 月頃、その父が A 町役場において国民年金の加入手続を行い、保険料の納付については、主にその母が同役場において毎月納付していたとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父は既に他界しており、主に保険料の納付を行ったとするその母は高齢のため証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時は学生であり、任意加入被保険者であったところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録（1）における被保険者となった日欄には平成 3 年 4 月 1 日と記載され、B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得年月日も同年月日と記載されていることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から50年12月まで

申立期間について、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めていた。加入手続をした母は既に他界しているため詳細は不明である。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとするその母は既に他界しているためこれらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金手帳に記載された資格取得年月日の時期まで遡って保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されるものであることから、保険料納付の始期を示すもので

はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年7月まで

私は、昭和49年3月に会社を退職した時に、A町役場（現在は、B市役所）で、国民年金の加入手続を行い、年金手帳を窓口で受け取り、その後、同役場から郵送された納付書に現金を添えて同役場窓口、農協、郵便局又はC銀行（当時）で定期的に納付したはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に会社を退職した時に、A町役場で、国民年金の加入手続を行い、年金手帳を窓口で受け取り、その後、同役場から郵送された納付書に現金を添えて定期的に納付したはずであるとしている。しかしながら、申立人はA町役場で加入手続を行った時の状況及び納付した保険料額等の納付状況に関する記憶が明確でない上、加入手続した時に受け取ったとする年金手帳は火事で消失してしまったとしており、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年8月頃に払い出されたと推認されるところ、申立人が現在所持する年金手帳の、初めて被保険者となった日欄には「昭和54年8月16日」と記載され、オンライン記録の資格取得年月日も同年同月同日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの期間、5年4月、同年5月及び14年2月から18年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から5年3月まで
② 平成5年4月及び同年5月
③ 平成14年2月から18年3月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。

申立期間①は、学生であったが、免除申請手続きをした覚えは無く、この期間の国民年金保険料は、両親が家計費とは別に仕送りをしてくれたお金で1年分又は半年分ずつ私が納付したはずである。

申立期間②は、厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、私又は妻が国民年金保険料を誤って納付したかもしれないので調べてほしい。

申立期間③は、住所を何回か変えたが、A市から平成16年11月にB市へ住所を移動するまでの期間は、父親が国民年金の加入手続き及び保険料納付をしてくれたはずで、その後は自分できちんと納付した。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は、その両親が仕送りしたお金で、申立人自身が納付したとしているが、申立人は納付した保険料の期間、保険料の金額、納付場所等の記憶が明確でなく納付状況は不明である。

また、申立人は免除申請手続きをした覚えは無いとしている。これについて、C市が作成した国民年金保険料の収滞納リスト（平成5年11月17日作成）には、申立期間①について免除されていることを示す記号である「メ」が記載されており、また、オンライン記録には、「当該／申請」欄に「平4. 4. 1」と、「始期－終期」欄に「平4. 4－平5. 3」と、「処理年月日」欄に「平4. 8. 11」と記載されていることから、申立期間①については免除申請が行われたと考えるのが自然である。

2 申立期間②について、申立人は、厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、申立人自身又はその妻が国民年金保険料を誤って納付したかもしれないとしているが、申立人は、上記申立期間①と同様に納付したとする記憶が明確でなく、保険料を納付したかもしれないとするその妻からは証言を得られず納付状況は不明である。

また、上記収滞納リスト（平成6年10月12日作成）によると、申立人に平成5年4月及び同年5月の納付書が作成されたことが記載されているが、納付金額及び納付年月日は空欄で納付された記載は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は申立期間③のうち、平成14年2月から16年10月までの期間は、その父親が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとしているが、その父親からは健康上の理由で証言が得られず、申立人はこの期間の国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立期間③のうち、B市へ住所を移動した平成16年11月から18年3月までの期間は、申立人自身が納付したとしているが、申立人は、この期間の国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が明確でなく、これらの状況は不明である。

さらに、オンライン記録では、申立期間③は、国民年金の加入期間と記録されておらず、未加入期間であって、制度上保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、平成17年分及び18年分の「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」及び「職員給与簿」を提出したが、当該申告書の「社会保険料控除」欄には、国民年金の申告は見当たらない。

4 申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

有限会社Aで事業主及び一従業員として毎日現場に出て働いていたが、平成 11 年 3 月から同年 7 月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、国の記録ではそれまで 50 万円だったものが 11 万円に引き下げられているが、申立期間の給料は 50 万円で、厚生年金保険料も 4 万 3,375 円を納付していた。資料として、会社の総勘定元帳を提出する。標準報酬月額の記録がおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、有限会社Aが平成 11 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨を処理した同年同月 20 日付けで、申立人の標準報酬月額が、同年 3 月 1 日まで 5 か月遡及して、それまで 50 万円だったものが 11 万円に減額した随時改定が行われていることが確認できるところ、取締役である申立人の妻は、「自分が会社の社会保険関係の事務を担当していたが、申立人の標準報酬月額を 11 万円に引き下げる手続をした記憶が無い。標準報酬月額が減額されていることは、知らなかった。」と回答している。

また、申立人が提出した有限会社Aに係る総勘定元帳によると、申立人は、平成 11 年 3 月から同年 6 月までの期間について、標準報酬月額 50 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

しかしながら、法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、有限会社Aの代表取締役であることが確認できるとともに、同社従業員は、「会社が厚生年金保険から脱退する以前から、給料が下げられたりしてい

たので、会社は経営不振だったと思われる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、平成11年8月20日付け随時改定により標準報酬月額が引き下げられた者は、申立人のほかに確認できないところ、前年の10年8月の随時改定（処理日：10年8月21日）において、申立人の標準報酬月額が70万円（当時、標準報酬月額に係る厚生年金保険の上限額は59万円であったが、健康保険の上限額は98万円であった。）から50万円に引き下げられ、かつ、取締役である妻の標準報酬月額が30万円から9万2,000円（当時の標準報酬月額の下限額）に引き下げられていることを踏まえると、11年8月20日付け標準報酬月額の随時改定について、社会保険事務所（当時）が事業主の同意を得ずに、又は事業所の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であることから、会社の業務としてなされた行為については責任を負うべきであり、記録訂正の原因となった会社の行為がありながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から2年5月1日まで

日本年金機構から標準報酬月額の記録について連絡があり、確認したところ平成元年8月から2年4月までの期間について、現在9万8,000円と記録されているようだが、私は総支給額が55万円であったと記憶している。会社は当時の資料は残っていないということだが、社会保険労務士事務所が保管する標準報酬改定通知書等があるので確認して正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成2年4月随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人の決定後の標準報酬月額は56万円であることが確認できる。

しかしながら、同標準報酬改定通知書の健康保険被保険者証の番号は申立人の番号(*)ではなく別人の番号(*)となっていることが確認できる。当該別人のオンライン記録は、同標準報酬改定通知書に記載されている「従前の標準報酬月額」(50万円)及び「決定後の標準報酬月額」(56万円)と一致している上、平成2年定時決定時の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の当該別人に係る「従前の標準報酬月額」は、同年4月随時改定にて改定された標準報酬月額(56万円)と記載されていることから、同年4月随時改定時の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書は、申立人ではなく当該別人についての届出であるものと推認できる。

また、平成2年定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬

決定通知書によると、申立人の従前の標準報酬月額（9万8,000円）はオンライン記録と一致している上、申立人が主張する標準報酬月額に訂正した履歴は見当たらない。

さらに、申立人の標準報酬月額については、遡って訂正しているなど、不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、事業所は申立人に係る賃金台帳等の保存は無いとしていることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A株式会社B所が昭和33年10月1日に閉鎖となり、同社の出向社員はC地にある本社に引き上げたが、自分は同じビル内にあった株式会社DのE店に異動して、一日の空白も無く勤務を続けた。この異動した直後の1か月が資格を喪失しているのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した申立人に係る社員管理台帳により、申立人の退職日は昭和33年10月1日であることが確認でき、その日付に基づく申立人の資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出していると回答しているとともに、同社の「F」によりB所が閉鎖されたのは同年10月としていることから、申立人が資格を喪失した時期に閉鎖したものと推測される。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が昭和33年10月1日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録に一致している。

さらに、A株式会社B所に申立人の申立期間当時に勤務した同僚は「昭和33年の秋頃に同事務所が閉鎖になったときに申立人は退職し、隣にあった株式会社DのE店に新規入社したと思うが、その時期は定かでない。」と供述していることから、申立人がA株式会社B所の閉鎖に伴って、同社を退職し、株式会社DのE店に入社したと考えられる。

一方、株式会社DのE店は、昭和63年3月1日に厚生年金保険の適用事業所の資格を喪失しており、その後、同社本店はGと合併し、現在は株式会社Hとなっているところ、同社には株式会社D当時の関係資料の保管

は無いとしている。

また、株式会社DのE店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和33年11月1日に資格を取得していることが確認でき、健康保険番号に欠番は無い。

さらに、株式会社DのE店の複数の同僚に照会し、一人から回答を得たが、当該同僚が申述した入社日はオンライン記録の被保険者期間と一致していることから、申立期間当時の同社では新規入社社員に対する試用期間は設けられていなかったとみられるが、当該同僚から申立人に係る供述は無く、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から30年6月21日まで
A株式会社に昭和23年3月1日から30年6月21日まで勤務したが、この期間は脱退手当金を受給したことになっている。しかし、脱退手当金を受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が資格喪失した前後2年以内に資格喪失し脱退手当金の受給資格がある女性の同僚12人のうち、9人(申立人を含む。)が脱退手当金を受給しており、いずれも資格喪失日から脱退手当金の支給日までが6か月以内であり、同僚照会した同僚の一人は、「申立期間当時の事業所は脱退手当金の代理請求を行い、脱退手当金として支給していた。」と供述している上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人が勤務していたA株式会社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和30年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 8 月 21 日まで
(A 株式会社 (現在は、株式会社 B))
② 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで
(C 株式会社)
③ 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
(株式会社 D)
④ 昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで
(株式会社 D)
⑤ 平成元年 12 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで
(C 株式会社)

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、毎年定期昇給及びベースアップ等があったにもかかわらず、変更がされていないのはおかしいので、調査の上、訂正してほしい。特に、昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日までは 16 万 5,000 円、61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日までは 18 万 5,000 円、同年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までは 19 万円、同年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日までは 19 万 5,000 円である。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昇給を証明できる給与明細等はないものの、給与が毎年昇給していた時期であったにもかかわらず、変更されていないのはおかしいと主張している。

しかしながら、株式会社Bは、申立期間①に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、当該期間の報酬額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和42年10月の定時決定において標準報酬月額が従前の2万2,000円から2万4,000円に改定されるはずであったところ、同年10月に定時決定がされる前の同年8月21日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、E会から提出された申立人の申立期間①に係るA基金の加入員報酬給与額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

- 2 申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額の相違について主張をしているが、C株式会社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、当該期間の報酬額及び保険料控除額について確認することができない。

また、C株式会社の事業主は、「当時昇給はあったものの、金額は標準報酬月額の同じ等級の範囲内に納まる程度であった。標準報酬月額の等級変更がなされるまでに2年から3年かかっても不自然とはいえない。」と供述している。

さらに、C株式会社において申立人を含む複数の従業員について、昭和55年10月の標準報酬月額の定時決定は、前年の随時改定又は定時決定と変わらない記録となっており、一律に昇給とはなっていないことがうかがえる。

- 3 申立人は、申立期間③及び④に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、申立期間③は16万5,000円、申立期間④のうち、昭和61年10月1日から62年10月1日までは18万5,000円、同年10月1日から63年10月1日までは19万円、同年10月1日から平成元年8月1日までは19万5,000円だったと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間③及び④に勤務していた株式会社Dは、商業登記簿謄本によると平成15年6月*日にC株式会社へ合併し解散しており、同社事業主は、「申立期間に係る申立人の賃金台帳等の資料を保有していないことから、詳細については不明ではあるが、作為的に数字を動かしたりする行為はしていない。」としている。

また、申立人の主張する標準報酬月額16万5,000円、18万5,000円及び19万5,000円の等級は存在しておらず、申立人も給与支給明細書等を所持していないことから、当該期間の報酬額及び保険料控除額につ

いて確認することができない。

- 4 申立人は、申立期間⑤に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、昇給があったはずだと主張しているが、C株式会社の事業主は、「平成元年においては昇給に加えて残業が多く、時間外手当が報酬に含まれたため、2等級アップの随時改定があったのではないか。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間⑤の直前である平成元年8月1日において、従前の等級である18万円から2等級上昇したことに伴う随時改定に該当したことから、同年の定時決定の届出は不要となっており、申立期間⑤の標準報酬月額について、元年8月1日から翌年の定時決定までは当該随時改定における20万円が適用されたと推認できる。

- 5 全ての申立期間である、申立期間①のA株式会社、申立期間②及び⑤のC株式会社、申立期間③及び④の株式会社Dに係る事業所別被保険者名簿をそれぞれ確認したところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡及訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 12 月 26 日まで

A株式会社に係る期間について、脱退手当金の支給申請をした記憶はあるが、厚生労働省の記録によれば、B所における申立期間に係る脱退手当金も合わせて支給されたことになっている。当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社を退職後、自ら社会保険事務所（当時）へ出向き、同社に係る期間について脱退手当金の受給手続をした記憶があるとしているところ、申立期間と受給を認めている期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたことになっている上、両方の期間を基礎とした脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時の脱退手当金裁定請求書の様式においては、「（厚生年金被保険者証の記号番号がわからないときは）初めて被保険者として使用された事業所」と「最後に被保険者として使用された事業所」を記入する欄が設けられていたことから、申立期間も併せて請求したと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 29 日まで
② 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
③ 昭和 49 年 5 月 13 日から同年 11 月 26 日まで

ねんきん定期便の記録によると、申立期間の標準報酬月額が当時支払われた給与額と相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該期間については、A所が保管する当時の被保険者台帳において申立人の厚生年金保険の取得年月日欄には「43. 4. 1」、標準報酬月額並びに適用年月日欄は「43. 8 -26」と記載され、申立人のオンライン記録の取得年月日及び昭和 43 年 10 月 1 日の標準報酬月額 2 万 6,000 円と一致していることが認められ、当該台帳に記載されている複数の同僚の取得年月日はオンライン記録と一致しており、「43. 8」の数字はオンライン記録の 43 年 10 月 1 日の標準報酬月額と一致しているため、「43. 8」の数字は 43 年 8 月の算定基礎届提出月を記していると推認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票で昭和 43 年 4 月 1 日に申立人とともに資格を取得した同僚 12 人のうち中学卒業後就職したと思われる者（昭和 25 年及び 26 年生まれ）10 人は全員取得時の標準報酬月額が 2 万円、同年 10 月 1 日では 2 万 4,000 円が 4 人、2 万 6,000 円が 6 人、44 年 10 月 1 日では定時決定の対象となる 7 人のうち、2 万

6,000 円が 1 人、3 万円が 6 人となっている上、「A 所は B 校を併設していたので、見習として就職し、B 校に通った。」と複数の同僚が供述し、21 年生まれの申立人が同様に「C 資格を取るために就職した。」としていることから、当該複数の同僚と同程度の標準報酬月額であることに不自然さはない。

- 2 申立人は申立期間②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、D 所（現在は、E 所）は、申立期間当時の関係書類を保存していないため、当該期間の報酬額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間②に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同日に資格を取得した同僚 4 人の標準報酬月額は 6 万 4,000 円、4 万 5,000 円、7 万 6,000 円であり、昭和 48 年中に資格を取得した同僚のうち、申立人の記憶する 20 万円の標準報酬月額の同僚は確認できない。

- 3 申立人は、申立期間③に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、F 所（現在は、G 所）は、申立期間当時の関係書類を保存していないため、当該期間の報酬額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間③に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で申立人と同日に資格を取得した同僚の標準報酬月額は 5 万 2,000 円、同年 9 月に準看護師として資格を取得した者の標準報酬月額は申立人と同じ 6 万 8,000 円となっており、昭和 49 年に資格を取得した同僚のうち、標準報酬月額が 10 万円の同僚は確認できない。

- 4 申立人の申立期間①及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、申立期間②に係る健康保険厚生年金被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、申立人が申立てどおりの厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月1日から3年1月1日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成元年2月1日から厚生年金保険の資格を喪失した3年1月1日までの期間の標準報酬月額が大幅に、遡って引き下げられているのはおかしい。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、平成元年8月3日付けの訂正処理で、同年2月から同年6月までを20万円に、同年7月を9万8,000円に遡って減額訂正され、3年1月1日に資格を喪失するまで継続していることが確認できる。

しかしながら、当該訂正処理日に被保険者記録が確認できる同僚は二人いるところ、その標準報酬月額については、遡及訂正された形跡は無く、記録内容に不備等は見当たらない上、平成元年の定時決定（処理日は平成元年8月12日）及び9月の随時改定において、いずれも標準報酬月額が上昇していることが確認できる。

また、A株式会社は、平成3年3月31日に適用事業所ではなくなっており、事業主とは連絡が取れない上、申立期間当時の同僚で連絡可能な6人全員に照会したが、回答を得ることができず、申立期間当時の経営状況、厚生年金保険料の滞納の事実及び社会保険の適用状況等について確認できない。

さらに、申立人が資格を喪失した平成3年1月1日と同日付で資格を喪

失した同僚は4人確認できるところ、そのうちの3人の喪失時の標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることが確認できるものの、遡った減額訂正等の不合理的な処理は確認できない上、このことについて申立人は「勤務日数が週に2日から3日だった同僚がいたことを記憶している。」と供述しており、当該同僚が給与支給額に見合った標準報酬月額であったことがうかがえる。

加えて、申立人は、当時の給与の支払について「給料は銀行振込ではなく、封筒に入れた現金を毎月35万円受け取っていた。」と供述する一方、「給与明細書は無かったと思う。」とも供述しており、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与支給額及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで
厚生年金記録を確認したところ、A株式会社における新規資格取得日が昭和 37 年 2 月 1 日となっているが、保有している厚生年金保険被保険者証には 36 年 2 月 1 日と記載されているので、資格取得日を訂正し、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった社員名簿及び人事個人票（退職者）により、申立人が同社に昭和 32 年 1 月 1 日に入社し、平成 12 年 3 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社は、「申立人は申立期間においてはB員（現場採用の現場勤務者で正社員ではない。）であり、B員については、当時、現場毎に社会保険加入の判断をしていた。」と供述している。

また、申立人の厚生年金保険被保険者証発行時に付番された記号番号は、厚生年金保険手帳記号番号払出簿により、昭和 37 年 3 月 6 日にA株式会社において資格取得した（申立人を含む）16 人に連番で付番されたものであり、他の 15 人の資格取得日は、37 年 2 月 1 日以降であることが確認できる。

さらに、上記 15 人の同僚の 1 人から提出された資料により、厚生年金保険被保険者証の新規資格取得日欄には、当初、申立人と同じ「昭和 36 年 2 月 1 日」と記載されていたものの、当該被保険者証を発行した社会保険事務所（当時）から、平成 8 年に取得年月日の訂正依頼の通知を受けて、資格取得日を「昭和 37 年 2 月 1 日」に訂正されたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から同年10月1日まで
② 昭和39年10月1日から40年3月1日まで
③ 昭和44年12月1日から45年9月1日まで

日本年金機構の記録では、A株式会社B所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が減額になっており、また、C株式会社に勤務していた期間のうち申立期間③の資格取得時の標準報酬月額が減額になっている。しかし両事業所とも在籍中に給与が下がった記憶は無い。

調査の上、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①及び②について、標準報酬月額の相違を申し立てているが、A株式会社は昭和46年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の住所も不明であることから、申立人の申立期間①及び②に係る給与額や厚生年金保険料の控除額等を確認することはできない。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額の遡及訂正等が行われた形跡も無い。

さらに、オンライン記録による同僚の標準報酬月額の推移をみると、複数の同僚も申立人と同様、申立期間前後において標準報酬月額が減額になっていることが確認できる。

2 申立人は申立期間③についても標準報酬月額の相違を申し立てているが、C株式会社は昭和48年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の住所も不明であることから、申立人の申立期間③に係る、給与額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立期間当時申立人は、D株式会社（昭和40年10月入社）から、E株式会社（昭和46年C株式会社に名称変更）に移籍しており、出向元のD株式会社では、資料が無く保険料控除等を確認できないと回答している上、C株式会社の同僚は、「F現場の閉鎖に伴い、E株式会社が社名をC株式会社と変更し、閉鎖準備、閉鎖となったが、その後書類等がどうなったかは、誰も知らないと思う。」と供述している。

さらに、E株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額の訂正等が行われた形跡も無い。

加えて、上記名簿により、同社で資格取得が確認できる申立人を含む男性9人の資格取得時の標準報酬月額は7人が6万円であり、申立人の8万円を下回っていることが確認できる。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6207（事案 4047 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から32年1月まで

前回の申立てでは認められなかったが、Aで働いていた昭和27年7月と同年8月に勤務先で写した写真が見つかった。昭和27年1月に、株式会社Bの下請けでC区D町にあったEに入社した。入社当初はFなど数日で終わるような作業に従事していた。その後、GやHの勤務先に転勤となり、Iを運搬するJの運転手として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、i) オンライン記録において、株式会社Bの下請けであった株式会社BのK所が厚生年金保険の適用事業所であったとの記録は確認できないこと、ii) 申立人は事業主や同僚の氏名を正確に記憶していないことから、申立人の勤務状況についての照会を行うことができないこと、iii) 申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）においても申立人の氏名は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに株式会社Bに係る被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる25人（申立人から提出された写真に記載されている姓の者10人を含む）に照会し、13人から回答があったものの申立人を記憶している者はいない上、この回答により株式会社BのK所に所属し、所在が判明した同僚4人についても照会したが、回答のあった3人はいずれ

も申立人を記憶していない。

また、申立人が氏名を記憶している同僚と今回提出された写真に写っている氏名の判明している同僚の二人の氏名は、当該被保険者名簿及びオンライン記録において被保険者として確認できない。

さらに、株式会社BのK所に所属していた二人の同僚は、「当時は、BのK所は、独立した事業所として厚生年金保険適用事業所の届出は行われておらず、同班に所属の者は株式会社Bの被保険者として厚生年金保険に加入していた。そのため、職種により社会保険加入は区々であり、事務職であっても入社から4年くらい後に社会保険に加入となっている。」と供述している。

加えて、当該同僚のうち一人は、「当時は、B社員は一種、下請け業者所属の社員は二種と区別されていた。一種の社員は入社時から社会保険に加入していた。二種の社員のうち班の幹部及び労務係の社員は、一種の社員と同様に社会保険に加入していることが分かったので、私は、自分から申出をし、入社から4年後に社会保険加入となった。同時期に入社した同僚でも年金記録が自分より数年後からとなっている者もあり、問い合わせがあったことがある。経費節減のため現場の従業員については社会保険に加入させていなかったかもしれない。」と供述しているところ、当該同僚が記憶している現場のJの運転手9人のうち5人については株式会社Bの被保険者名簿及びオンライン記録において被保険者として確認ができない。

このほか、株式会社BのK所でJの運転手として勤務していた一人（株式会社Bの被保険者としての記録が無い者）は、「自分は、昭和30年から4年間くらいLに勤務していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録は無い。当時は年金に関心が無かったので保険料を控除されていたかどうかは分からない。年金記録は退社後に帰郷してから加入した国民年金からとなっている。」と供述している。

これらのことから、申立期間当時、株式会社Bの下請事業所においては、従業員の社会保険加入についての取扱いは様々であり、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険の被保険者として届出が行われていなかったものと考えられる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月から 8 年 2 月まで

株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額は、9万8,000円だが、給与は50万円ほど支給されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける標準報酬月額は9万8,000円とされており、申立人は当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、株式会社Aにおいて、当時、社会保険事務を担当していたとする同僚は、「当該事業所は保険料の支払に困っており、従業員の報酬月額は実際の支給額では無く、10万円に交通費を加算した額で社会保険事務所（当時）に届出をし、届け出た報酬月額に基づいて保険料を控除していた。」と供述しているところ、オンライン記録では、申立期間当時の厚生年金保険被保険者全員の標準報酬月額は、上記同僚が供述した内容となっていることが確認できる。

また、株式会社Aの事業主は、「申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保存しておらず、申立内容について確認できず不明である。」としている上、ほかの同僚からも申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除についての供述は得られない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6211 (事案 4361 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 5 月 18 日まで
A株式会社での業務中に負傷し、休業していたが、その休業期間中に同社から解雇された。労働基準法によれば、申立期間は労働者を解雇してはならない期間であり、厚生年金保険にも加入するべき期間であったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、i) A株式会社では、平成 15 年 3 月 31 日に雇用契約期間満了に伴う雇い止めをしたとしていること、ii) 同社における雇用保険被保険者記録は同年 3 月 31 日までとなっていること、iii) 申立人自身が、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないとしていること、iv) 同社提出の賃金台帳において、申立期間に係る厚生年金保険料控除の記載が無いこと等から、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく 22 年 10 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、当委員会からA株式会社及び申立人に照会したところ、同社では、申立期間において、申立人に給与は支給しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないこと、また、申立人からも、申立期間に係る勤務実態及び給与の支給は無く、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことを確認した。

また、申立人の住所があるB区からの回答文書によれば、申立人は申立期間について、国民健康保険に加入していたことが確認できた。

なお、今回の申立てにおいて、A株式会社から提出された平成 23 年 3

月3日付けの当委員会への「依頼書」において、申立期間に係る厚生年金保険料を遡及して納付することで、同社は申立人と合意したので、申立人の申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨記述されているが、厚生年金保険の記録訂正に当たっては、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実確認が求められるところ、当該「依頼書」には、この事実が確認できないことから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで
株式会社AのB工場（C区）に昭和 32 年 9 月から 33 年 9 月まで勤務していたが、この期間の記録が無い。厚生年金保険料を健康保険料と同時に控除されていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が当時、株式会社AのB工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間における株式会社AのB工場の勤務形態は、半年ごとの雇用契約のC員であったと供述しているところ、複数の従業員は、「申立期間当時、C員又はD員は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」とし、申立期間に、同社の厚生年金保険被保険者として記録のある者の一人は、「4月の学校卒業と同時に入社した人は、正社員の扱いで社会保険料も徴収されていたが、申立人のように、途中入社の方は、厚生年金保険に入っていなかったと思う。」と供述している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

A株式会社で代表取締役として勤務していた期間のうち、平成 9 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの標準報酬月額 59 万円及び同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの標準報酬月額 36 万円が、同年 3 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられているのはおかしい。訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 9 年 3 月は 59 万円、同年 4 月から同年 11 月までの期間は 36 万円と記録されていたところ、A株式会社は厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 12 月 31 日より後の 10 年 2 月 19 日付けで、申立人のみの標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、9 年 3 月から同年 11 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A株式会社の商業登記簿謄本から申立期間当時、代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立人が提出したA株式会社に係る平成 9 年 3 月 5 日から同年 12 月 30 日までの記録が記載された当座勘定取引明細書兼残高一覧表によると、同年 6 月、同年 11 月、同年 12 月の各月の社会保険料が未納になっており、滞納保険料があったと認められる。

さらに、申立人は、「当該遡及訂正を行った者は、A株式会社が会計事務を委託していた社外の会計事務員である。」としているものの、当該会

計事務員は、「自分はA株式会社の会計事務を受託していたが、社会保険事務を受託していなかった。給与計算と社会保険事務は代表取締役である申立人が行っていた。」と、回答している。

加えて、申立人自身も、「当時、私はA株式会社の経営責任者であり、社会保険事務手続を行っていた。また、会社印鑑はほかの者に貸し出したことはなく自分で管理していた。」と供述していることから、自身の標準報酬月額の特減額に關与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の代表取締役であり、事業主として当該事業所の経営の指揮を執っており、会社の業務として行った当該行為について有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 5 月 30 日まで
昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 5 月 30 日まで、A所(現在は、B所)にCとして勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真から、期間の特定はできないものの、申立人がA所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A所の申立期間当時の事業主は、「申立期間当時、会社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。」と回答しており、適用事業所名簿の記録でも、同社(適用事業所名簿での名称は、社名変更後のB所)は、昭和 62 年 4 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B所の事業主は、「平成 17 年に店舗を解体し、店舗解体時に帳簿類は処分した。申立期間当時の書類は残っていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで
② 昭和 50 年 2 月 8 日から同年 10 月 1 日まで

国（厚生労働省）の記録では、昭和 47 年 11 月の A の B 支店から同社 C 支店の異動時と、50 年 2 月 8 日の同支店から D 本社へ異動した際に、それまでの標準報酬月額から減額されているが、給与が下げられた事実はないので納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A 株式会社 B 支店から同社 C 支店への異動時及び同社 C 支店から同社 D 本社への異動時に、それぞれ従前の勤務地で記録されている標準報酬月額よりも減額されていると申し立てている。

しかし、A 株式会社 C 支店及び同社 D 本社において被保険者資格を取得した際の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、A 株式会社が加入している E 基金の加入員台帳によれば、申立期間①及び②ともオンライン記録と一致していることから、それぞれの事業所が社会保険事務所（当時）にオンライン記録どおりの届出を行っていたことが認められる。

また、A 株式会社は、申立期間当時の資料については既に破棄しているため、当時の状況については不明であるとしているものの、異動に伴い異動前の事業所で支払われていた時間外手当等の変動賃金及び現物給与等については、新たに被保険者資格を取得する本社及び支店では標準報酬月額を決定する際の賃金には含めていなかったとしていることから、申立人の

ように人事異動に伴い標準報酬月額が下がることはあり得るとしている。

さらに、申立人は入社して以来本俸が下がったことは一度も無く、標準報酬月額が下がることはおかしいとしているところ、申立人が提出した申立期間当時の給与内容のメモに記載されていた基本給に見合う標準報酬月額はオンライン記録と同額かそれ以上の金額であったことが確認できることから、事業主は申立期間当時の基本給をもとに標準報酬月額を決定していたと推認できる。

加えて、申立人も給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月14日から38年9月21日まで
私の姉もA株式会社B工場において脱退手当金を受け取っていたので、脱退手当金の制度については知っていた。しかし、私については、厚生年金保険はつながることを知っていたので、同社の厚生年金保険を脱退などしないし、脱退手当金も受け取っていない。
第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に誤りも無い。

また、厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月も経過しない昭和38年10月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。